学校における アレルギー疾患対応マニュアル (改訂版)

- **<学校生活編>**
- **<学校生活管理指導表編>**
- **<緊急時対応・エピペン編>**
- <様式例・資料>

平成31年3月山梨県教育委員会

はじめに

平成19年4月に、文部科学省より「アレルギー疾患に対する調査研究報告書」が発表され、学校や学級にアレルギー疾患のある子供がいるという前提に立った学校の取組が必要であるとの認識が示されました。また、アレルギー疾患の子供に対して、学校が医師の指示に基づき、必要な教育上の配慮を行うことができる仕組みづくりについても提言されました。

その後、平成20年3月に文部科学省監修のもと、日本学校保健会から「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び「学校生活指導管理票(アレルギー疾患用)」が作成され、各学校等に通知しました。これらをもとに、児童生徒のアレルギー疾患に関して、正しい知識に基づき、学校と保護者との間で円滑に意思疎通が行えるようになり、学校の実態と子供の状況に合わせて、取組が進められております。

こうした中、平成 21 年 7 月には、救急救命処置の範囲等が一部改正され、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある疾病者について、救急救命士による「エピペン」の使用が可能になったほか、文部科学省からは、「救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン」を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられる(平成 21 年 7 月 30 日付け 2 1 ス学健第 3 号)」との見解が示されました。

また、平成23年9月から、「エピペン」を保険診療で処方をすることができるようになり、今後は、学校に持参する子供の増加が想定されています。

そこで、山梨県教育委員会では、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に基づき、学校で安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、その対応をまとめました。また、マニュアルと様式については、ホームページにものせ、必要な様式例等をダウンロードして活用できるようにしました。

これらを活用することで、アレルギー疾患のある児童生徒への対応が、学校、保護者、主治医、関係機関等と連携を図る中で、より一層適切に行えることと願っております。

結びに、本資料の作成にあたって、監修いただいた 財団法人 山梨県医師会及び小児科医会、山梨県医師会学校医委員会、山梨県小児科医会アレルギー委員会そして、御協力いただいた学校関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

目 次

< I 学校生活編>

| ●学校におけるアレルギー疾患のある児童生徒の対応の流れ ●アレルギー疾患のある児童生徒の具体的な対応 | I - 1 $I - 2$ |
|--|---|
| 1 アレルギー疾患のある児童生徒の把握 | I - 2 |
| 1 新入生の情報把握2 在校生の情報把握 | |
| 2 配慮・管理の必要な児童生徒の確認 | I - 3 |
| ③ 対象となる児童生徒の保護者へ学校生活管理指導表の記入依頼 | I - 3 |
| 4 学校生活管理指導表に基づく校内での取組プラン案の検討 | I - 3 |
| 1 対象児童生徒の情報管理 2 アレルギー疾患対応委員会等の設置と管理体制づくり 3 専門家からの助言 4 各学校での取組プラン案の立案 (1)学校生活の中で行う配慮 (2)緊急時の対応 ① 緊急対応時の体制づくり ② 緊急時に備えた処方薬の取扱対応 ③ 学校における緊急時のエピペンの投与について (3)学校給食に対する対応 (4)児童生徒への指導 ① 対象児童生徒への個別指導 ② 周りの児童生徒への指導 | $ \begin{array}{r} I - 3 \\ I - 4 \\ I - 4 \\ I - 4 \end{array} $ |
| 5 保護者との話し合い | I - 8 |
| 6 校内での教職員の共通理解 | I - 8 |
| 7 取組の実施 | I – 8 |
| 8 定期的な話し合い | I — 9 |
| 9 校外行事・宿泊を伴う行事の際等の保護者との話し合い | I — 9 |
| 10 定期的な教職員の研修開催・研修会への参加 | I -10 |
| 11 その他 学校での食物アレルギー発症報告 | I -11 |

<Ⅱ 学校生活管理指導表編>

| 2 学校生活3 アレルギ | 管理指導表(アレルギー疾患用)作成の背景 管理指導表 (アレルギー疾患用) の活用 一疾患対応における留意事項 管理指導表 (アレルギー疾患用) | |
|--|---|--|
| <Ⅲ 緊急時対 | 応・エピペン編> | |
| 2 緊急時に | ラキシー発症時の対応の流れ(例) 備えた処方薬の取り扱い の処方対象者 の管理 | |
| | 士によるエピペン注射 | III - 3 |
| ・エピ | ペン注射のタイミング ペンの仕組み・使用手順 ペンの保管について | Ⅲ — 3 Ⅲ — 6 |
| <Ⅳ 様式例> | | |
| 様式例 4 様式式 M 例 6 様式式 M 例 例 6 様様 様様 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 | R護者宛対応の通知 R健調査票(小学校用・中高学校用) R護者用学校長宛配布希望通知 食物アレルギーに関する調査票 学校生活管理指導表の配布について 個人カルテ・取組プラン(小学校用・中高学校用) 学校内での緊急時対応マニュアル(例) 経過記録票 医療用医薬品預かり書(依頼書)(例) アドレナリン自己注射薬に係る情報提供について(消防本 アドレナリン自己注射薬に関わる救急隊への情報提供票 学校における食物アレルギー発症報告 パ | IV-1 IV-2 IV-6 IV-7 IV-8 IV-9 IV-13 IV-14 IV-15 部長宛) IV-19 IV-20 IV-21 IV-22 IV-23 |
| 資料2 アレ資料3 学校資料4 医療 | アレルギーにより引き起こされる症状 ルギー疾患の対応における関係職員の役割(例) における医薬品の預かりと管理の流れ(モデル例) 用医薬品預かり書(依頼書)(例) 急救命処置の範囲等について」の一部改正について(通知 | $V-1 \ V-1 \ V-4 \ V-5$ |
| 資料6-1、2 | (平成21年8月11日付け教ス健第1415号 今後の学校給食における食物アレルギー対応について (| |

| | 平成26年3月28日付け教ス健第4281号) | V - 14 |
|------|----------------------------|--------|
| 資料6- | -3 同上通知 別添2 医師法第17条の解釈について | V - 19 |
| | | |
| 資料7 | 民法第698条 刑法第37条 | V - 21 |
| 資料8 | 学校生活の中で行う配慮 (例) | V - 22 |
| 資料9 | 県内消防本部所在地及び管轄市町村一覧表 | V - 23 |
| 資料10 | 宿泊を伴う行事での対応(例) | V - 24 |
| 資料11 | 京都への修学旅行等における | |
| | 食物アレルギー事前調査票の活用について(通知) | V - 25 |
| 資料12 | 校外学習時における緊急体制 (例) | V - 30 |
| 資料13 | 学校における食物アレルギー対応Q&A | V - 31 |
| 資料14 | アレルギー疾患対策基本法 | V - 35 |
| 資料15 | アレルギー疾患基本指針 | V - 41 |

<引用文献・参考文献>